国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　松元　　崇

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げる表の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる表の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
（掛金及び負担金の額） **第31条**　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び連合会、職員団体又は組合の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項及び第２項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項及び第２項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては同表に掲げる短期給付に係る掛金率及び負担金率を、介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。	（掛金及び負担金の額） **第31条**　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び連合会、職員団体又は組合の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項及び第２項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項及び第２項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては同表に掲げる短期給付に係る掛金率及び負担金率を、介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。